

令和3年沼津市教育委員会 第7回定例会会議録

- 1 日 時 令和3年7月15日(木)
午後3時02分～午後4時30分
- 2 場 所 沼津教育会館 3階 会議室
- 3 日 程
 - (1) 開会
 - (2) 会議録署名人の指名(重光委員 川口委員)
 - (3) 教育長報告
 - (4) 議案
議第33号 令和4～6年度使用の中学校(歴史)教科用図書の採択について
議第34号 令和4年度使用の沼津市立沼津高等学校教科用図書の採択について
 - (5) 協議事項
なし
 - (6) 報告事項
報告事項1 令和3年6月市議会定例会一般質問等について
 - (7) その他
沼津市立沼津高等学校学則の一部改正について
沼津市子ども読書活動推進計画策定懇話会公募委員の選考に関する要綱の制定について
 - (8) 議案
議第35号 沼津市育英条例に基づく令和3年度奨学生の選定について
- 4 出席者等
教育長 奥村篤、教育長職務代理者 三好勝晴、委員 重光純、委員 土屋葉子、
委員 川口浩史、教育次長 山本貴史、教育企画課長 矢田陽子、
学校教育課長補佐兼学校給食室長 渡邊芳久、学校管理課長 望月浩司、
教職員研修センター所長 宮原真紀、沼津市立沼津高等学校長 小林浩明、
沼津市立沼津高等学校事務長 大沼政彦、生涯学習課長兼ゆめとびら舟山所長 後藤寿代、
学校教育課副参事(教職員担当)兼教育委員会青少年教育センター所長 本杉淳、
図書館事務長 勝又恵三、調整担当・教育企画課課長補佐 宇佐美利香、
教育企画課指導主事 松岡ミュキ、教育企画課指導主事 岩本智明、教育企画課主任 藁科奏、
教職員研修センター指導主事 山梨あづさ
- 5 会議内容
 - (1) 開会
奥村教育長が午後3時02分開会を宣言する。
奥村教育長 7月3日午前10時半頃に静岡県熱海市伊豆山地区で発生した大規模な土砂災害から12日ほどが経過した。これまでに11の方が亡くなられ、今現在も16人が行方不明である。依然として現場は大量の土砂で埋め尽くされ、厳しい状況での捜索が続いている。亡くなられた方と御遺族の方には、謹んで御冥福をお祈りす

るとともに、大切な方や生活の場所を奪われた方が少しでも安堵できる日が来ることを願うばかりである。伊豆山地区の子供たちの受けた心の傷は計り知れない。子供たちの心のケアに全力を尽くされていると思うが、長い時間を要することは言うまでもない。一方、沼津市内でも、特に、原、浮島、愛鷹地区を中心とする西部地域の浸水被害が数多く報告された。教職員の中には、自家用車4台が浸水し廃車となってしまった方がおり、児童生徒の家庭では、床下浸水も多く報告された。その地区にある小中学校では、雨漏りやそれによる天井の落下、床のゆがみ、石灰庫の浸水等が報告されており、現在、学校管理課が対応している。私の近所では、黄瀬川大橋の橋桁が崩れ通行不能となった。これにより、抜け道を探すために大岡南小、大岡小、大岡中学校の子供たちの通学路に車が殺到し、地域や警察の方々に御協力いただき児童生徒の登下校の安全を確保している。橋の復旧にはかなりの年月を要するようだが、皆さんの生活にも何かしら支障がでているのではないか。台風の接近や上陸も今後心配だが、東海地方の梅雨明けが待ち遠しい。

(2) 会議録署名人の指名

奥村教育長より、会議録署名人に重光委員、川口委員を指名する。

奥村教育長より、本日の会議は一部非公開とすることを委員に諮り、了承される。

傍聴人 8人

(3) 教育長報告

奥村教育長 6月市議会が、6月7日から28日までの22日間の会期で開催された。教育委員会関連の議案については、原案のとおり可決となった。また、一般質問では、コミュニティ・スクールや中学生の学生服についてなど多くの質問があった。後ほど事務局より、提出議案や一般質問等についての詳細な報告を行う。

7月4日に、第一、第二中学校区のPTA意見交換会が、市長、副市長を交え5つの学校のPTA代表と行われた。未来ある子供たちのために今後どのように統合を進めることが望ましいか、様々な御意見を伺った。現時点では、スケジュール感がわからない、先が見通せない等、子供たちや保護者、地域の皆様が非常に不安を抱いている。その不安が時間とともに徐々に不満に変化しているとの御意見もいただいた。私たちは子供たちの教育環境と教育の質の向上を目指し、できる限り子供や保護者の意見を尊重しながら、望ましい統合のあり方を考え進めていく。皆様の不安を、期待あるいは希望に変える取組を企画しているところである。情報が十分に伝わっていないという御指摘もあり、まずはこれまでの配布資料等を各学校のホームページからすぐに閲覧できるようにした。

1学期の終業式は7月21日であり、今年の夏休みは8月23日までの33日間、昨年の3倍になる。1学期の振り返りや夏休みの過ごし方などを共有する三者面談を行う学校もある。5月下旬から学校教育課と一緒に学校訪問を始め、本日の千本小学校への訪問で1学期の訪問を終えた。学校数は、28校に上る。残りの10校は、9月中に全て訪問する予定である。7月2日の大雨で市内全ての小中学校が休校となり子供たちが不在だったため、戸田小中一貫学校への訪問には同行しなかったが、それ以外のほとんどの学校には訪問し、先生方に日頃の指導に対する感謝の気持ちを伝えた。どの学校でも気温や湿度が上がる中、換気をしながらエアコ

ンを稼働し、落ち着いた雰囲気の中で子供たちは生き生きと活動をしている。クラスターの発生が未だにないのは、先生方が子供たちの健康や安全の確保を最優先に、登校から下校まで大変細やかに対応しているおかげである。しかしながらここ数日、保育施設や学校での感染が徐々に広がり、感染者が増加している。この実態を踏まえると、夏休み中の過ごし方、オリンピック、パラリンピック終了後のデルタ株の感染状況等による影響も大変心配である。学校では、秋以降に行事を組み直しているところが多いため、感染防止対策のさらなる徹底を呼びかけている。1人1台端末を活用したGIGAスクールも本格的に始まっているが、先日、原小学校で1年生がデジタル教材を活用して授業を進めていた。子供たちの手慣れた動作を見て、順応性の高さに感激した。今年は、学校間、教職員間の格差が生じないように、市内のどの学校、どの先生も同様の活用ができることを目指している。夏休みには、子供たちは端末を自宅に持ち帰る。来年度は、沼津市内で共通のデジタル教材を取り扱うことを校長会等と検討している。3月に策定した沼津市教育基本構想では、教育目標が「貴き志を持つ人づくり」となったことを受け、沼津市が目指す教育の姿の具現化を各学校に呼びかけている。このように学校訪問を行ったが、9月の訪問では、違う報告ができればと思う。教育長報告は以上とする。

<議案>

奥村教育長 日程(4)議案である。

議第33号 令和4～6年度使用の中学校(歴史)教科用図書の採択について

<自由社の「新しい歴史教科書」が教科用図書検定審査不合格の決定の翌年再申請を行い、再度の検定を経て新たに発行されることとなったことから、令和4年度から3年間使用する中学校歴史教科用図書について、採択替えを行うことも可能となった。駿東沼津地区教科用図書採択連絡協議会からは、令和3年度から使用している東京書籍「新しい社会 歴史」は、資料が充実しており生徒の資料活用能力や思考力を高めるのに有効であり、本文の章の流れに無理がなく、見通しを持ち、主体的な学びができるようになっており、学習に適していることが採択理由として挙げられている。今年度実際に使用を開始し、生徒、授業者がともに安心して当該教科用図書を使用していることから、令和4年度からも継続して使用することが、生徒の学びの充実につながると考えられる。>
(教職員センター所長 資料に基づき説明)

議第34号 令和4年度使用の沼津市立沼津高等学校教科用図書の採択について

<公立高等学校で使用する教科用図書については、学校において採択案を作成し、学校を設置する教育委員会で決定するため、沼津市立沼津高等学校から内申のあった令和4年度に使用する教科用図書について審議し、採択する。令和4年度使用教科用図書の選定にあたっては、教科担当教諭による教科会において、生徒の実態、学校の特色を考慮し、内容、組織・配列、生徒への配慮、表現・造本を観点に採択案を作成した。また、写真、図表、グラフ等の授業での活用しやすさについても考慮した。令和4年度より新学習指導要領がスタートするため、1年生の全ての教科用図書が新しくなり、新規採択のものが例年より多い。新規採択

の教科用図書については、適切な内容が精選され取り上げられているか、生徒が自主的な学習を進めるのに適しているか等について厳正に審議し採択した。>
(市立高校長 資料に基づき説明)

- 奥村教育長 説明が終わった。教科用図書の見本を御覧いただく前に、本件に対する御質問、御意見等はいかがか。
- 三好委員 中学校に関しては、新たに検定に通った教科用図書が選択できるようになり、昨年、今後数年間使用する教科用図書を決めたが、新しいものを含めて再検討するという議案か。
- 教職員センター所長 そのとおりである。
- 三好委員 高校の方は、毎年教科用図書を変えているのか。
- 奥村教育長 高校は、毎年変えている。
- 三好委員 了解した。
- 奥村教育長 ほかにいかがか。教育委員の皆様には、15分ほど実際に教科用図書を御覧いただく時間を設ける。

(教科用図書閲覧)

- 奥村教育長 では、何か御質問、御意見はいかがか。
- 三好委員 中学校歴史教科用図書は、昨年4年間使うことを決定し、現在使用している。前回通らなかった教科用図書が検定を通ったため、採択し直してもよいとされたが、途中で使用教科用図書を変える選択肢はなかなかない。駿東沼津地区教科用図書採択連絡協議会の選択案は至極当然だと思う。高校の方は、昔は、日本史、世界史の2つの分けしかなかったが、「歴史総合」という科目が新設され、授業の進め方や内容が変わってくると思う。日本の位置づけも日本史、世界史という分け方ではなく、総合という見方で、世界の中の日本は歴史の中でどの位置にあるのかを比較して学べるのは、とてもよい。このような変化は、今後の子供たちにとって非常によい影響があると考えられる。
- 奥村教育長 次回の小中学校の教科用図書採択時には、紙ベースのものだけでなく、文部科学省が推進しているデジタル教科書も選択肢となる。まだ課題もあり確実なことは言えないが、3年後はかなり異なる形になると推察する。御意見も尽きたようなので、お諮りする。議第33号 令和4～6年度使用の中学校(歴史)教科用図書の採択について、駿東沼津地区教科用図書採択連絡協議会の選択案どおり採択するということでよいか。
- 各委員 異議なし。
- 奥村教育長 異議なしと認める。議第33号については、原案のとおり採択することに決する。続いて、議第34号 令和4年度使用の沼津市立沼津高等学校教科用図書の採択について、内申どおり採択するということでよいか。
- 各委員 異議なし。
- 奥村教育長 異議なしと認める。議第34号については、内申どおり採択することに決する。

<協 議>

奥村教育長 日程（５）協議事項は、本日は案件なし。

<報 告>

奥村教育長 日程（６）報告事項である。

報告事項 1 令和 3 年 6 月市議会定例会一般質問等について

<本会議で行われた代表質問等について報告する。7人の議員から、コミュニティ・スクールの更なる推進について、中学生の入学時にそろえる学生服について、教育行政における要支援児童生徒への対応策について、eスポーツについて、本市の行政運営の現状と多様化する課題等について、性的少数者に対する本市の施策について、県東部の広域拠点都市目指す本市のまちづくりにおける取組の施策と課題について、市立中学校の校則について等の質問があり、教育長が答弁を行った。>

(教育次長 資料に基づき説明)

奥村教育長 説明が終わったが、御意見、御質問等いかがか。

三好委員 最初の方に出たコミュニティ・スクールについてだが、まだ立ち上げて間もないが、コロナの時期も重なり、当初の計画どおりに皆が集まって活動できない状況だと想像している。実際にコミュニティ・スクールがどう機能していくのか、今後ある程度の年月が経過しないとわからないため様子を見ていきたい。奥村教育長が答弁の中で、「地域学校協働本部は、これまで個別に行われてきた活動を統合化・ネットワーク化し、組織的に進めることで子供たちを支える役割を担っており、具体的には、奉仕清掃活動や学習支援活動につなげることができた」と述べている。これまで個別に行われてきた内容とは、どのようなものがあつたのか、特に学習支援活動について教えていただきたい。

生涯学習課長 学習支援活動では、地域の教員のOBを活用し寺子屋を開いてきた。学習支援に限らず放課後子供教室や放課後児童クラブ等も、地域と学校が一体となって子供たちのために支援を行っている。

三好委員 コミュニティ・スクールは第5校区と大岡から始まり、今年また新しく片浜と静浦が加わったが、それらの活動は、コミュニティ・スクールが始まってからの活動か。

奥村教育長 退職した校長先生方の組織として退職校長会があり、以前から希望する学校に対して学習支援活動を放課後に行っている。教育委員会が事務局となり、2週間ぐらい前に何人ぐらいのどういう子供たちがどんな教科の指導が必要かをFAXで連絡してもらっている。主に数学、英語の指導を行っている。コロナ禍になってからは別であるが、かなり以前から退職校長会の方々が手を差し伸べて個別的な支援を行ってきた。退職校長会の方々による花の会もあり、花を育て開花の時期になったら各学校に配布し飾ってもらう美化活動をしている。

生涯学習課長 これまでも地域の方々に学校に出向いて清掃を行っていただく活動をしていた。個別に学校と協議して行っていたものを、地域学校協働本部を設置することによって個別活動が共有され一元的に学校にそれらの活動をつなげていくことができるようになった。今まで行っていたものも組織化し、継続していきたい。

- 三好委員 コミュニティ・スクールの考え方は、おそらく浸透が難しい。地域の自治会長、連合自治会長等、これまで関わってきた方にはすぐに御理解いただけるが、一般の方まで広げていくのは時間がかかる。地道に進めていくことで、子供たちや地域の皆さんの環境改善につながることを願う。
- 奥村教育長 まさに点を線でつなぐ取組である。
そのほか、いかがか。今年度も40を超える一般質問を教育委員会にいただいた。我々が進めている教育施策に市議会の皆さんも非常に関心が高く、応援していただいていると受け止めている。今後も頑張っ参りたい。
- 土屋委員 ヤングケアラーの支援について一般質問があったが、本市ではこういった事例はあまりないと聞き安堵した。もし気づいていないとなれば、それは大人の責任である。気づかれないまま苦しむ子供たちがいないように、きめ細かな観察をお願いしたい。
- 教育次長 ヤングケアラーは、親の都合による家庭環境の問題が大きい。これまでは児童虐待やネグレクトがあったが、その延長上にヤングケアラーがあると考えている。児童虐待やネグレクトの兆候だけをつかむのではなく、今後はヤングケアラーという新たな視点も加えて子供たちの様子を見ていく必要がある。この問題においては、福祉の子供相談担当とも連携しながら注目していきたいと考えている。
- 奥村教育長 昔は繁忙期には学校を休んで家の手伝いをする子供がいた。年配の方々は、ヤングケアラーを御存じだろうか。例えば、平日にどこかの子供が洗濯をしていると、「偉いね、あの子は家のお手伝いをして」となる。本当は学校がある日だが、そちらに考えが及ばず家の手伝いをするいい子だという見方をしてしまう実態があると聞いている。ヤングケアラーというものを、地域の皆さんにもう少し周知する必要性を感じる。
- 川口委員 特別支援教育コーディネーターは、どのような役割をしているのか。市内の小中学校にどれぐらい配置されているのか。
- 学校教育課長補佐 特別支援教育コーディネーターは、各学校で教職員が担当することが位置づけられている。専門知識を持っている臨床心理士や医師による専門家チームに結びつける学校の中の窓口として、教職員が担当している。
- 奥村教育長 先生方の役割の1つであり、分掌の中で担当の先生を置いている。
- 川口委員 専門の教育を受けているのか。
- 奥村教育長 特別支援学校に交流で3年間勉強に行った方や個人で専門的な講座を勉強した方もいる。基本的にどの学校でも特別支援に関わる教育を推進することになっている。通常学級の中に、特別な支援を必要とする子供が非常に増えており、先生方には特別支援教育について勉強していただいている。
ほかになれば、本件については報告を受けたということで御了承願う。

<その他>

- 奥村教育長 日程(7)その他である。
6月定例会において御議決いただいた「沼津市立沼津高等学校学則の一部改正について」に確認事項があったため、事務局からの回答をお願いします。
- 市立高事務長 前回、重光委員から質問のあった沼津市立沼津高等学校学則第9号様式併修許可願において、許可を出すにあたり学校長名も印もなくてよいのかという質問

に対して回答する。この件に関して県に確認したところ、生徒に渡すものや学校間でのやりとりに関する文書については、学校長名も印もすでに運用上で廃止していたため、今回の改正のタイミングで実態に即して削除したとのことである。そのため、本校においても併修許可願は県立高校とのやりとりが想定されることから、県と同様の改正を行った。

奥村教育長

説明が終わったが、重光委員、いかがか。

重光委員

了解した。

奥村教育長

ほかになければ、本件については報告を受けたということで御了承願う。同じく6月定例会で御議決いただいた「沼津市子ども読書活動推進計画策定懇話会公募委員の選考に関する要綱の制定について」も確認事項があったため、事務局からの回答をお願いする。

図書館事務長

沼津市子ども読書活動推進計画策定懇話会公募委員の選考に関する要綱の制定につきまして、公募委員の選任の決定について、わかりにくいとの御意見をいただいた。この件について、法令の担当課である総務課に確認し、第10条3項に、「教育長は前項により決定した当該候補者に対し、委員就任の承諾を得るものとする。その際、就任承諾書、確約書の提出を義務づけるようにする。」という文言がある。就任承諾書、確約書の提出がされた場合、公募委員の選任が決定するという文言は記載されていないが、書類が提出されることにより公募委員の選任を決定したものとみなすとの回答であった。三好委員に解釈していただいた内容のとおりであった。

奥村教育長

説明が終わったが、三好委員、いかがか。

三好委員

了解した。

奥村教育長

ほかになければ、本件については報告を受けたということで御了承願う。

議第35号については、資料に個人情報が含まれているため当日は非公開としたが、審議の内容について公開することに差支えないため公開する。

<議案>

奥村教育長 日程(8)議案である。

議第35号 沼津市育英条例に基づく令和3年度奨学生の選定について

<沼津市奨学生選考委員会から令和3年度奨学生の選考結果の答申を受け、奨学生10人を選定してよいか審議する。本市に住所を有する者の子で、大学に在学し、学業成績が優れ心身が健康であり学資の援助を必要とする者に対し、月額1万円の奨学金を4年間給与するものである。18人の申請があり、沼津市奨学生選考基準に基づき提出された願書等から「基準による評価点」を算出し、選考委員会の審議により、「委員による評価点」が加算された。2つの評価点の合計点上位10人が奨学生として選定されている。>

(学校管理課長 資料に基づき説明)

奥村教育長

説明が終わった。本件に対する御意見、御質問はいかがか。

- 三好委員 今回応募が18人であるが、毎年そのぐらいの応募数か。10人という規定だが、多少その人数を前後させることはできるのか。奨学金制度も基金自体が無尽蔵にあるわけではないだろうが、僅差の場合、11人、12人と増やすなど、年によって変えることはできるのか。
- 奥村教育長 奥村教育長 学校管理課長 ここ数年の応募者数、選考の結果人数について回答願う。
- 奥村教育長 学校管理課長 応募人数だが、今年は18人、昨年は14人、その前年も20人弱、例年そのぐらいを推移している。奨学生の選考については、平成18年にそれまで6人だった奨学生を10人に増やした。奨学金の原資として育英基金を使っており、点数等で甲乙つけがたいこともあるが、限りある資金で継続的に行っていくために毎年10人としている。
- 奥村教育長 原資が不足する中で10人という人数が今後ずっと続くのか、それとも先を見据えて人数を変更するのか、今後の検討課題でもある。
- 三好委員 6人の時は、もっと金額が高かったのか。
- 学校管理課長 平成3年に月額5千円を1万円に引き上げた。
- 奥村教育長 金額を増やし、人数も増やした。このような御時世なので、できる限り継続していくことを願う。
- 重光委員 選考委員会は、毎年教育委員会が委嘱しているのか。今年は誰が委員なのか。奨学生の選定をなぜ学校管理課が所管しているのか。
- 学校管理課長 選考委員は2年間の任期で委嘱している。沼津市奨学生選考委員会規定に則り、選考委員は、委員長に教育長、委員には副市長、現在は高峯副市長、市立高校長、学識経験者2人で構成している。医師会から推薦をいただいた医師会の副会長と民生委員児童委員協議会から推薦をいただいている先生の5人で組織している。所管については、現在の教育企画課と学校管理課の前身である教育総務課が担当していた流れの中で引き継いだ形となっており、学校管理課が所管している。
- 土屋委員 令和元年度の奨学生が9名で1名欠員が出ているが、次点の方が繰り上がることはこれまでにないのか。
- 学校管理課長 今までも途中で欠員が出たこともあるが、繰り上げは行っていない。
- 奥村教育長 奥村教育長 学校管理課長 ここで10人が選考されたら、交代はできないということか。
- 学校管理課長 予算的に言うと債務負担行為という形で4年間、選考された方に給与するので、その方がこちらの規定上給与をストップしなければならなくなったらそこで終了としている。
- 奥村教育長 奥村教育長 ほかにかがが。御意見も尽きたようなので、お諮りする。議第35号 沼津市育英条例に基づく令和3年度奨学生の選定について、原案どおり可決するということでよいか。
- 各委員 異議なし。
- 奥村教育長 奥村教育長 異議なしと認める。議第35号について、原案のとおり決する。ほかになければ、本日の定例会を終了する。

午後4時30分 閉会